

# 金沢市 屋外広告物 ガイドライン

金沢らしい広告景観の形成に向けて

KANAZAWA CITY  
OUTDOOR SIGNAGE  
GUIDELINES

# KANAZAWA BEAUTIFUL CITYSCAPE

金沢らしい広告景観の形成に向けて

## INDEX 目次

- |  |      |
|--|------|
| 1. 広告物は景観の一部                             | P 03 |
| 2. 地域に応じたきめ細かな基準                         | P 06 |
| 3. <small>審査会を通じた</small> 優れたデザインの 推奨と蓄積 | P 15 |
| 4. 屋外広告物の安全管理                            | P 19 |
| 5. 手続き                                   | P 21 |

## 金沢の景観を守る、育てる、繋げる。

### 景観は一日にして成らず。

金沢は、今から400年以上前に近世城下町の建設が始まり、その後、戦火や大きな災害に遭わなかったため、藩政期の都市構造が今なお良好に残っています。金沢の景観は、起伏に富んだ地形、豊かな水と緑を背景に、城下町、農山村、湊町等地域ごとの歴史があり、その上に暮らしや文化、経済活動等が折り重なって形づくられる、金沢にしかないものです。

市民共通の財産であるこの景観を守るため、金沢市では、50年以上前、地元経済界の発意を契機として、**全国初の景観条例**を制定しました。**景観は一日にして成らず**。金沢の景観は、市民、経済界、行政が一体となって進めてきた長年のまちづくりの結晶です。

金沢で広告物を掲出される際、金沢のまちなみとの調和、まちづくりへの敬意をお願いします。

### きめ細かな基準、きめ細かな審査会。

屋外の公衆に向け継続して表示するもの＝**広告物は、景観の一部**です。一つひとつの広告物が良質であるほど良好な広告景観を形成する一方、たった一つの広告物が良好な景観を阻害することもあります。そのため金沢市では、「**屋外広告物等に関する条例**」に基づき、①**地域の特性に応じた基準**と②「**屋外広告物審査会**」による個別審査を通じ、**きめ細かな景観誘導**を行っています。

「審査会」は、“数値ありきでは優れたデザインは生まれぬ”、“デザイン性が高い広告物は景観に調和する”との考えから平成4年に誕生したユニークな組織で、サインやデザインの学識者と広告業団体代表者から構成され、設置予定の広告物を**全件審査**するため、**毎週開催**しています。

### 広告と景観が魅力を高め合う。

「広告の効果」と「景観の調和」はトレードオフでしょうか。広告物のゴールが“いかに他より目立つか”なら、景観とは相容れないように思えます。しかし広告物の真のゴールが“いかに地域に溶け込み、地域と良好な関係をつくるか”なら、**景観と調和する広告物は、地域への敬意をあらわし、広告主のパブリックイメージをも高めるため、広告主と景観は互いに魅力を高め合う関係**ということが出来ます。

金沢市は新たに、まちなかにおける**屋外広告物と特定屋内広告物との一体的な景観誘導**を開始しました。この規制開始の原動力は、市民と地元経済界のまちづくりへの思い、そして審査会による長年の蓄積です。これからも様々な取組を通じ、**風格と魅力を兼ね備える金沢の景観を、次代へ繋げて**いきます。

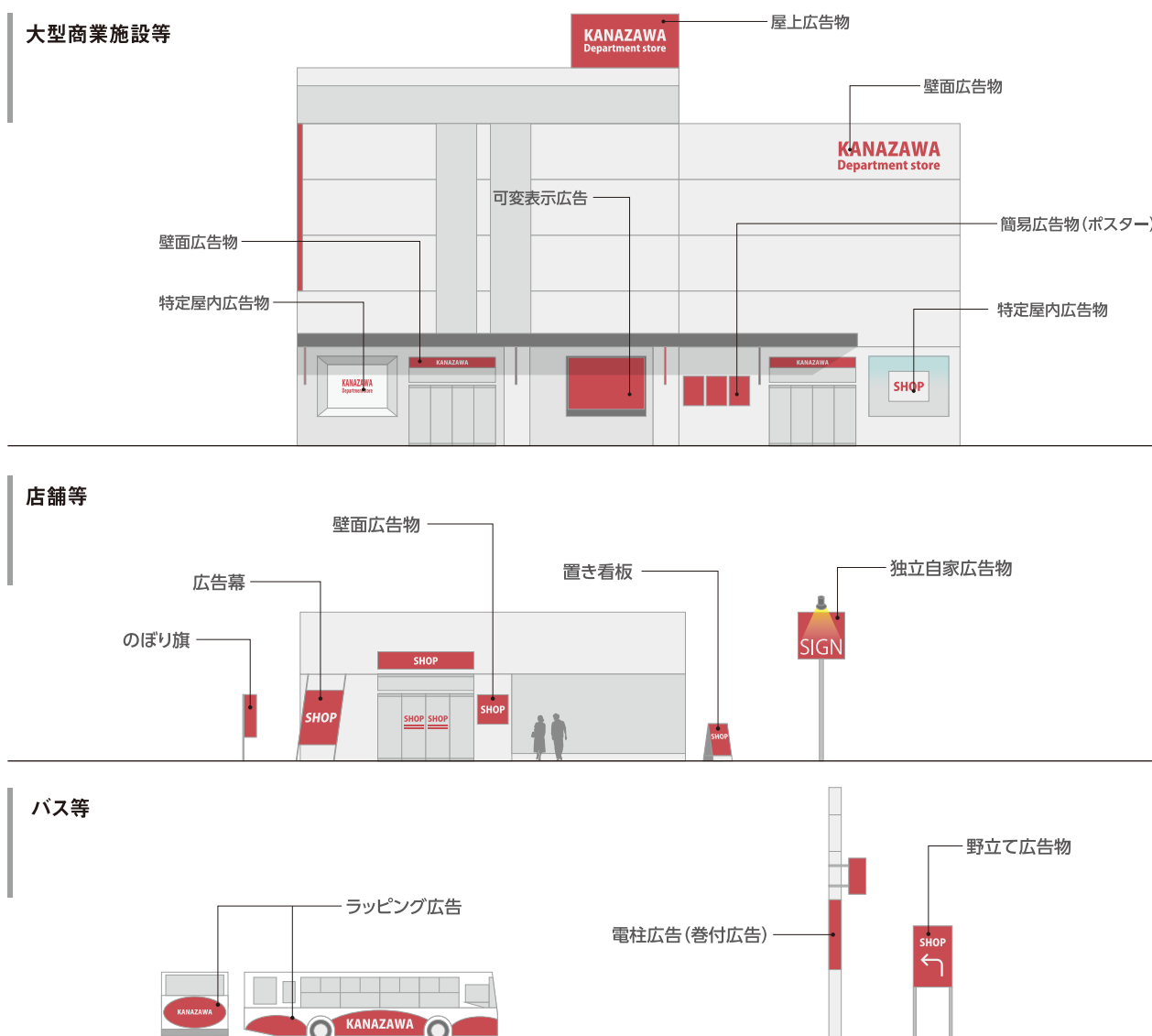
# 1. 広告物は景観の一部

## 広告物とは

「広告物」とは、屋外の公衆に常時または一定期間継続して表示し、一定のイメージや観念を伝える文字、記号、図案、商標、写真または映像などをいい、看板、貼り紙、サイネージ、これらに類するものが該当します。営利か非営利かを問わないため、建物の名称や安全上の注意書きも含まれます。屋外の公衆に向けて表示すれば、公共の財産である景観の一部となりますので、良好な景観への配慮(まちなみとの調和、まちづくりへの敬意)が欠かせません。

また、周囲の交通安全や生活環境に支障を来す色彩や照明でないことも、大変重要です。

## 広告物の例

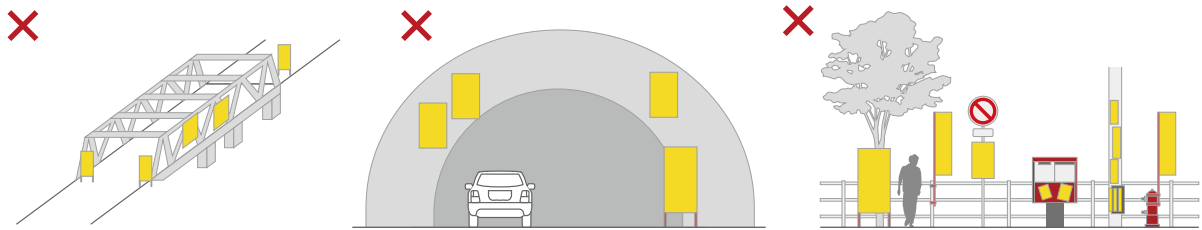


## 屋外広告物とは 条例第2条

屋外にある広告物が屋外広告物です。良好な景観への配慮に加え、落下や損壊によって公衆に危害が及ばないよう、**安全な設置と管理**が欠かせません。広告主は、適切な管理者を置く義務、適切に管理し、良好な状態を保持する義務を負います。

広告物の支柱や骨組み等は**掲出物件**といい、広告物と同様に景観と安全への注意が不可欠であるため、掲出物件も規制対象です。

橋梁、トンネル、石垣や擁壁、街路樹、信号機など、広告物を掲出してはいけない物件を禁止物件といいます。 条例第6条

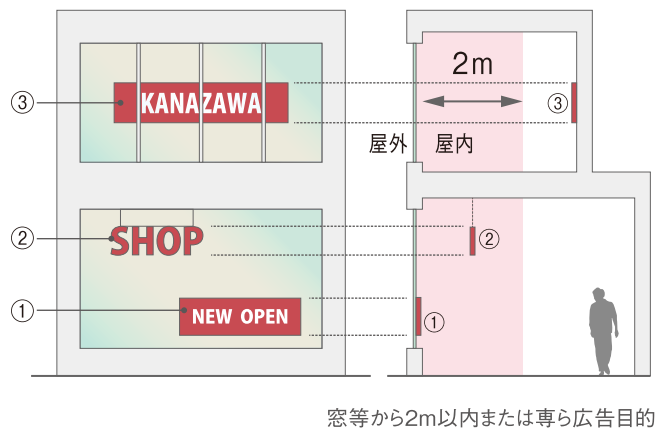


## 特定屋内広告物とは 条例第2条第2項

建築物の内部から窓ガラスなどを通して屋外の公衆に表示する広告物は、屋外広告物と同様に景観の一部です。金沢市では、下記の広告物を「特定屋内広告物」と定義し、特にまちなか区域においては令和4年より、**屋外広告物との一体的な規制**を開始しました。

### 特定屋内広告物の定義

- ① 窓等に直接貼付…市内全域が対象
  - ② 窓等から2m以内
  - ③ 専ら広告が目的
- まちなか区域が対象



### 施工は金沢市登録屋外広告業者へ

屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行う営業を**屋外広告業**といいます。金沢市内において屋外広告物や掲出物件の設置を請け負おうとする場合、営業所が市内か市外かに関わらず、**金沢市長の登録**を受けなければなりません。

### 登録のある屋外広告業者を調べるには

登録屋外広告業者のリストは、金沢市ホームページでご覧いただけます。金沢市内において屋外広告物の設置を依頼する際、金沢市に登録のない事業者に依頼すると条例違反となります。

金沢市 屋外広告業

検索

## 広告主の責務 条例第3条の2

広告主は、本市固有の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等とが調和することにより美しい景観が形成されることに鑑み、良好な広告物等の表示又は設置に協力しなければならない。

## 設置者等の責務 条例第3条の3

広告物等の設置者(表示者)は、この条例及びこれに基づく規則等を遵守し、自らの責任において広告物等を設置(表示)しなければならない。

## 複数のテナントが入居するビル等の注意点

面積の上限は敷地ごとに判断されます。複数のテナントが入居するビル等で一部のテナントが過大な広告物を掲出した場合、他のテナントが広告物を掲出できなくなったり、掲出しても全体が不揃いや乱雑になるなど、管理上や景観上の支障となりやすいため、所有者や管理者が調整し、とりまとめて、手続きを行ってください。(大きさ、高さ、形、色彩等に関する統一的なルールを設けるなど、配慮をお願いします。)(P16参照)

## 広告物に対する関係法令

### 金沢市屋外広告物等に関する条例

良好な景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物、特定屋内広告物、屋外広告業等について、必要な制限を定めています。

### 地区計画、まちづくり協定

地区計画やまちづくり協定がある地区では、建築行為や開発行為に独自の制限が設けられ、屋外広告物の設置に独自の上乗セルールを設けている場合や、別途、届出が必要になる場合があります。

問合せ先 金沢市都市計画課 076-220-2351

### 沿道景観形成基準(西インター大通り、諸江通り、東インター大通り)

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例に基づき、現在、西インター大通り、諸江通り、東インター大通りの3つの沿道地域において、それぞれ、屋外広告物の独自ルールを含む沿道景観形成基準が定められています。

### その他の主な関係法令

- 建築基準法 ―― 高さ4m超の屋外広告物は工作物として建築確認申請が必要です。
- 道路法 ―――― 道路上及びその上空に表示する屋外広告物には道路占用の許可が必要です。
- 消防法等 ――― 窓を塞いで広告物を掲出しようとする場合、換気、排煙、非常時進入口など、法令に反して掲出することはできません。

## 2. 地域に応じたきめ細かな基準

### 地域の特性に応じたきめ細かな基準

金沢の景観は、藩政期以来の都市構造が残る城下町を中心に、周辺の住宅地、商業地、川筋、田園、湊町、中山間地など全域においてそれぞれの歴史と文化を有しており、都市計画や景観条例等による区分と連動して、地域ごとにきめ細かい基準を設けています。（P07参照）



にし茶屋街(第3種禁止地域)



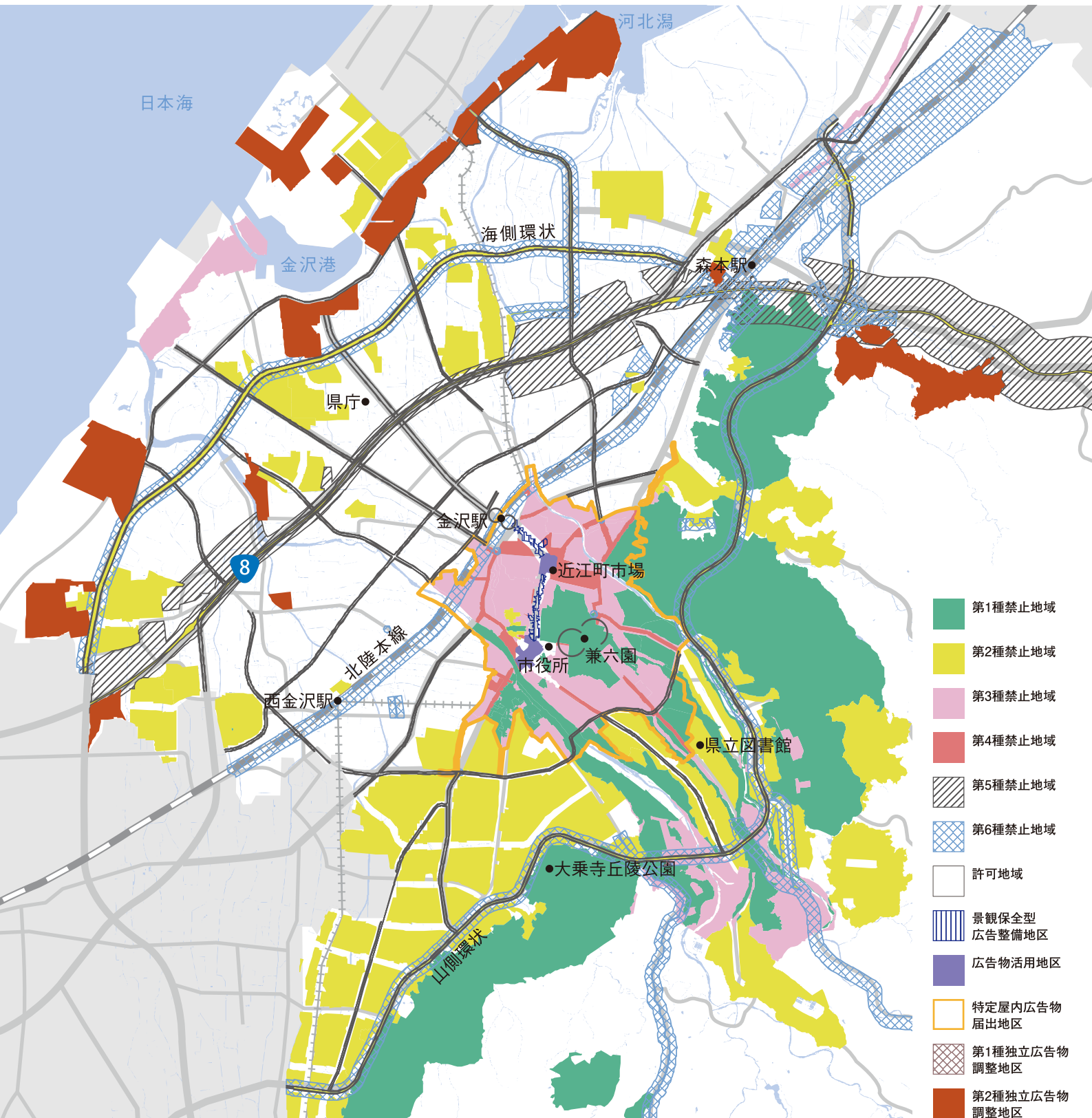
豎町商店街(許可地域)



香林坊(景観保全型広告整備地区)

## 地域等の区分 (概要)

都市計画法に基づく用途地域や景観条例等による区分と連動しています。



## 金沢市まちづくり支援情報システム

任意の地点がどの地域又は地区に該当するか、金沢市公式ホームページ「金沢市まちづくり支援情報システム」から確認できます。

<https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/Portal>

金沢市まちづくり支援情報システム

検索



# 禁止地域

市長の許可を受けて、自家広告物(自己の名称、商標または事業等の内容を、自己の住所や事業所等に表示する広告物)を、地域の制限の範囲で掲出できる地域

## 第1種禁止地域

伝統環境保存区域(景観条例)、風致地区、こまちなみ保存区域の一部など  
本市の伝統的街並み景観や自然環境の保全上重要な地域を指定しています。



金沢城、重要伝統的建造物群保存地区(東山ひがし、主計町、卯辰山麓、寺町台)ほか



のれんや行灯を使用することで、ひがし茶屋街の歴史あるまちなみに溶け込むように配慮されたサイン

## 第2種禁止地域

住居専用地域(都市計画法:住宅や小規模店舗の立地を想定した地域)など  
住宅地にふさわしい良好な景観を保全する地域や都市の緑地保全を図る地域を指定しています。



第1種・第2種低層・中高層住居専用地域(泉が丘、御所町、みずぎ、太陽が丘)ほか



緑の多い住宅地に調和したシンプルで落ち着いた色彩のサイン

## 第3種禁止地域

伝統環境保存区域のうち、第1種、第4種禁止地域以外の地域(主に住居系)など  
近隣商業活動に配慮しつつも、伝統的街並みや自然景観の保全を図る地域を指定しています。



にし茶屋街、寺町大通り、せせらぎ通り ほか



古くからの町家が連なるにし茶屋街と調和するよう配慮された木製のサイン

## 第4種禁止地域

伝統環境保存区域(主に商業系)、伝統環境調和区域など  
地区の商業活動との調和を図り、伝統的街並み景観の保全を図る地域を指定しています。



伝統環境調和区域(尾張町、本町、野町、大手町)ほか



店舗としてのコーポレートカラーを使用しつつ、周辺のまちなみに配慮し、広告物の面積を最小限としたサイン

## 第5種禁止地域

北陸自動車道に接続する地域(市街化区域は100m、市街化調整区域は500m以内)  
高速道路を走行する車両から展望できる屋外広告物を規制する地域を指定しています。



高速道路から展望できる広告物について、広告板の面積を必要最小限に抑え、落ち着いたデザインとすることで、周辺環境との調和を図っています。

## 第6種禁止地域

第三者広告禁止(ただし必要最小限の誘導広告は設置可能な場合あり)  
良好な沿道景観を保全する地域(路線)を指定しています。



金沢外環状道路、東山・内灘線、新神田・森山北・六枚・有松・兼六園下の各交差点ほか



企業のイメージを具現化しながら、素材の工夫や植栽との組み合わせによって、周囲の景観と調和したサイン

# 許可地域

市長の許可を受けて、地域の制限の範囲で広告物が掲出できる地域

## 許可地域

禁止地域以外の全市域

許可地域であっても、周囲の景観に調和した意匠、色彩であるとともに、十分な安全性を確保してください。



病院、公民館、社寺、葬祭場など施設によって禁止地域になる場合があります。



表示内容をロゴのみにしぼることで、わかりやすくすっきりした印象のサイン

## 景観保全型広告整備地区

金沢駅前中央交差点から香林坊交差点の都心軸沿線

洗練された風格と魅力ある近代的な通り景観の保全・魅力向上を推進する地域を指定しています。



指定地区：都心軸沿線（香林坊～南町、本町）で広告物活用地区除く



都心軸沿いの景観と調和した洗練されたサイン

## 広告物活用地区

片町地区、武蔵ヶ辻地区

広告物を積極的に活用し、活力あるまちなみの形成や表情豊かなまちづくりを図る地域を指定しています。



景観上及び安全上支障がないものと市長が確認した場合、基準を超える掲出が可能



広告物を効果的に配置し、繁華街のにぎわいと一体となった魅力あるサイン

# 地域 × 地区

禁止地域・許可地域の地域区分に加えて規制や調整を行う金沢市独自のエリア区分

## 特定屋内広告物届出地区

まちなか区域(金沢市景観計画に定める文化的景観区域「旧城下町区域」)

藩政期以来の都市構造が今も残るまちなか区域では、過大な広告物や過度な照明が掲出された場合の景観への支障が特に大きく、特定屋内広告物について、**屋外広告物との一体的な景観誘導**を行う必要があります。

地区内においては、特定屋内広告物を新たに表示したり、変更する場合、事前協議と届出が必要です。



格子を組み合わせ、洗練された雰囲気を出すサイン



ガラスカーテンウォール越しに最小限の大きさに掲出された館名

## 独立広告物調整地区

主要幹線道路や、大規模建築物工業地域(郊外部)は、**広告物を見る人の移動速度が速いこと、大規模建築物が目隠しとなること等から、屋外広告物を確認しづらいため、独立広告物の高さ基準を調整する地域**です。

第1種独立広告物調整地区 指定幹線道路等

第2種独立広告物調整地区 国道8号線、金沢外環状道路、指定工業団地等



路線バスのラッピング広告は、別途「金沢市ラッピングバスガイドライン」に沿ってデザイン審査が行われる



緑に囲まれ、にぎわいを生むサイン



趣ある建物に寄り添う案内サイン



ライトアップとともに、にぎわいを創出する洗練されたサイン

# 広告物の基本要件と基準

## 基本要件（抜粋）

<p><b>① 景観への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。</li> <li>・点滅灯や回転灯類は附帯させない。（安全のため必要な場合を除く。）</li> </ul>	<p><b>② 色彩</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地色は、けばけばしい色彩を避ける。使用する色の数はできるだけ少なくする。</li> <li>・発光式及び反射式の素材は、できるだけ使用しない。（第1種～3種禁止地域では使用しない。）</li> </ul>	<p><b>③ 表示面積と高さ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示の大きさは、効果の限度においてなるべく小さくする。</li> <li>・高さは、効果の限度においてできるだけ低くする。</li> </ul>
---	---	--

## 基準（抜粋）

地域種別	禁止地域				
	第1種	第2種	第3種 <small>*4</small>	第4種 <small>*4</small>	
景観計画との関係	伝統環境保存区域(住居)風致地区	(住宅地にふさわしい良好な景観を保全等)	伝統環境保存区域(住居)	伝統環境保存区域(商業)、伝統環境調和区域	
自家広告物以外の表示 <small>*1</small>	× 禁止	× 禁止	× 禁止	× 禁止	
敷地内の合計	5㎡以内	10㎡以内	10㎡以内	各壁面の3割又は15㎡以内	
広告物の種類	壁面広告物	地上6m以下(ビル名称除く)	地上6m以下(ビル名称除く)	地上6m以下(ビル名称除く)かつ10㎡以内	
	屋上広告物	× 禁止	× 禁止	3m以下、地上20m(商業:40m)以下	
	突出広告物	上端:軒高まで 下端:2.5m以上	上端:軒高まで 下端:2.5m以上	上端:軒高まで 下端:2.5m以上	上端:31m以下 下端:2.5m以上
	独立自家広告物 <small>*2</small>	地上4m以下 1基5㎡以内	地上6m以下 1面5㎡で計10㎡以内	地上6m以下 1面5㎡で計10㎡以内	地上6m以下 1面5㎡で計10㎡以内、 1敷地15㎡以内
	可変表示装置	× 禁止	× 禁止	× 禁止	× 禁止
	野立て広告物 <small>*3</small>	× 禁止	× 禁止	× 禁止	× 禁止
	特定屋内広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域:高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。1開口部あたりの表示</li> <li>・特定屋内広告物届出地区(まちなか区域):特定屋内広告物(P4)についても</li> </ul>			
自家広告物の許可不要基準 まちなか区域の 特定屋内広告物届出不要基準	3㎡以内 3㎡以内かつ屋外との 合計で5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	

\*1 自家広告物・・・自己の名称、商標や事業内容を、自己の敷地や事業所に表示する広告物

\*2 独立自家広告物・・・第1種独立広告物調整地区では地上8m以下(同第2種では地上10m以下)

\*3 野立て広告物・・・自己の敷地や事業所でないところに表示する広告物。高さ、大きさ色彩等について共通化を図る。

第1・2種独立広告物調整地区では地上6m以下、1基1面10㎡で計20㎡以内、1敷地20㎡以内(その他の基準は許可地域に同じ)

\*4 商業・・・都市計画法の規定に基づく用途地域のうちの商業地域

\*5 展望可能部分・・・地上8m超で高速道路から展望できる部分

#### ④ 設置数と設置場所

- ・意匠及び広告内容が同一でありかつ  
広告主が同一であるものを狭い区域に  
集中して表示しない。
- ・道路に沿い多数連続的に表示しない。  
(売出し広告又は祭礼等一時的に使用  
するものを除く。)

#### ⑤ 照明を利用するもの

- ・過剰に明るくしないものとする。
- ・照明の照らす範囲は、必要最小限と  
する。

#### ⑥ その他

- ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青  
の照明を使用しない。
- ・視野を妨げるものではあってはならず、  
道路交通の安全に支障を及ぼすおそれ  
がないものとする。

		許可地域	
第5種 <small>*4 *5</small>	第6種 <small>*4</small>	景観保全型広告整備地区	
(北陸自動車道に接続する 展望可能な地域)	重要広域幹線景観形成区域	近代的都市景観創出区域、景観計画区域(その他)	
掲出可(屋上禁止)	× 禁止	掲出可(屋上禁止)	不可
各壁面積の3割又は 20㎡(展望可能部分で15㎡)以内	各壁面積の3割 又は20㎡以内	各壁面積の3割(商業4割)又は 20㎡以内	
地上12m以下(ビル名称除く) 各壁面1割(商業2割)又は 10㎡以内	地上12m以下(ビル名称除く) 各壁面1割(商業2割)又は 10㎡以内	地上12m以下(ビル名称除く) 各壁面1割(商業2割)又は 10㎡以内	⊕ 建物側面は地上6m以下 (ビル名称除く)写真・イラスト・ ネオン・映像不可
地上40m以下、高さ4m以下かつ 建築物の1/2以下 映像禁止	地上40m以下、高さ4m以下かつ 建築物の1/2以下 映像禁止	地上40m以下、高さ4m以下かつ 建築物の1/2以下 映像禁止	⊕ 写真・イラスト不可
上端:31m以下 下端:2.5m以上	上端:31m以下 下端:2.5m以上	上端:31m以下 下端:2.5m以上	
地上6m以下 1面10㎡で計20㎡以内かつ 1敷地道路に面する毎に30㎡以内	地上6m以下 1面10㎡で計20㎡以内かつ 1敷地道路に面する毎に30㎡以内	地上6m以下 1面10㎡で計20㎡以内かつ 1敷地道路に面する毎に30㎡以内	
映像:地上4m以下かつ各1方向5㎡以内 屋上禁止 文字:地上8m以下	映像:地上4m以下 各1方向5㎡以内 屋上禁止	映像:地上4m以下 各1方向5㎡以内 屋上禁止	⊕ 建物側面は映像不可
許可地域に同じ	× 禁止	地上4m以下、1面5㎡で計10㎡以内かつ 1敷地15㎡以内、1施設4基以内、 誘致距離3km以内、管理者明記	不可
割合が1階以下は5割以内、2階以上は3割以内とする。 上記の基準が適用される(面積の基準は屋外広告物との合計で上記の基準内でなければならない。)			
5㎡以内 5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	10㎡以内 10㎡以内	※届出は必要 —

- ・金沢市屋外広告物審査会(P16)にて、良好な景観や風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されて  
いると認められると、屋外広告物は高さと面積について1.5倍の数値まで(特定屋内広告物は上表の基準を必要な範囲まで)緩和できます。
- ・複数の入居者がある施設等の場合、一部の入居者が過大に掲出すると、他の入居者が掲出できなくなったり、全体が不揃いになるなど、  
管理上及び景観上支障になりやすいため、所有者や管理者の積極的な関与をお願いします(P05)。
- ・広告物活用地区……景観上及び安全上支障がないものと市長が確認した場合、許可地域の基準を超える掲出が可能です(P10)。
- ・複数の禁止地域に該当する場所にあつては、厳しい方の基準が適用されます。

### 3. 優れたデザインの推奨と蓄積

#### 広告と景観の好循環

景観に配慮された広告物は、まちなみと調和し、地域と共生し、結果として広告物の効果を最大限に高めます。金沢のまちづくりに敬意をあらわす広告物によって、広告主のパブリックイメージが高められ、同時に魅力的な広告景観を創出します。

#### ① まちなみの中でどう見えるか

広告物の文字通り最大の特徴はその大きさです。広告物のデザインを、店舗、Web、印刷物等と統一させることは重要ですが、最適なバランスやレイアウトには、**広告物ならではの注意点**があります。他の広告物との調和、建物との調和、まちなみの中でどう見えるかを考慮して審査会でよく出る意見を紹介します。

#### 色彩

鮮やかな地色

落ち着いた地色

反転

- ・彩度(鮮やかさ)を低くしたり色数を減らすことで、落ち着いた意匠とする
- ・特に高彩度の色は地色(背景色)に使用せず、文字色に使用したり、アクセント色として限定的な使用に留めることで、周囲の景観への影響を抑える

#### 余白

図・文字と地の余白を確保したスッキリとしたサイン

上下左右の余白と文字間のバランスを調整したサイン

#### スケールや設置位置

- ・面積や高さが基準内であっても、周辺環境や建物規模と比べて大きく、高くなりすぎないよう、効果の限度においてなるべく小さく、なるべく低くする

#### 夜間の見え方

照らす範囲をしぼる

地域によっては、暖かみのある電球色の照明とする



## 金沢市屋外広告物審査会について

金沢市屋外広告物審査会(P02)は、設置前の広告物に関し、原則として全件を審査し、広告物のデザイン面、安全面について審議します。また、広告の効果をより高める助言も行っています。

機動的な対応を期すため、審査会は毎週、年間50回開催しています。



### ② 伝えるべき情報をいかに伝えるか

広告物を見る人は、歩きながら、または車で走りながら、かつ瞬時に情報を読み取るという制約があります。移動しながら一時に把握できるように情報を取捨選択し、視認性・可読性を高め、効果的、効率的に伝えるため、審査会でよく出る意見を紹介します。

#### 情報の整理と序列化

×

○

情報の優先順位を強弱に反映

×

○

影を付けた縁取りのある文字 → シンプルな文字

×

○

情報の優先順位を配置に反映

×

○

サインの数を絞り、集約化

×

○

サインの種類を絞り、集約化

#### 統一性

×

○

店舗から離れた地点に掲出する案内誘導サインも、店舗と一貫性のあるデザインとする

×

○

広告物を追加する場合、既設の広告物と統一感を持たせる

×

○

複数のテナントが入居する施設では、規格やデザインを共通化することで、施設全体が洗練され、相乗効果生まれる(P05)

## まちに寄り添う広告物



外壁を茶色に、独立広告物の高さを低めにすることで、寺院の多い周辺環境に調和を図っています。



地色をコーポレートカラーの黄から白に変更することで、昔ながらの町家が残る周辺環境に調和を図っています。



敷地の案内サインとして、情報を整理し十分な余白を確保したことで、伝わりやすく分かりやすいデザインです。



キャンピーに使用するコーポレートカラーを落ち着いた色彩に変更することで、周囲の景観に調和を図っています。



ガラス越しに店内がすっきり見渡せるよう広告物を必要最小限にしています。



広告物活用地区で、商店街として統一した規格の広告物を掲出し、通りの一体感とにぎわいを醸成しています。



伝統的なまちなみが残るエリアで、統一的に、暖かみある行灯を掲出し、景観形成に寄与しています。

## 表彰制度

---

### いしかわ広告景観賞

石川県、石川県屋外広告業協同組合とともに、都市景観の魅力向上に資する優良なデザインや素材を用いた屋外広告物の広告主等を表彰しています。昭和63年創設。

#### 【近年の受賞例】

令和4年度金沢市長賞 Beauty+wellness Ranun



令和3年度金沢市長賞 重光商事株式会社



### 金沢都市美文化賞 (主催:金沢都市美実行委員会)

昭和53年より、民間主導で地域ごとの景観特性を活かした建造物や、まちなかの賑わいを演出する建築など、美しい景観形成に寄与した物件について表彰しています。

#### 【近年の受賞例】

香林坊東急スクエア



金沢きもの花恋



### 金沢市広告景観協力賞

広告物を設置するにあたり、金沢市の広告規制の趣旨を理解し、審査会からの意見等に基づき、意匠や色彩などで配慮や工夫を行うなど、金沢らしい広告景観の向上に顕著な協力をした広告主に感謝状を贈呈しています。平成15年創設。

# 4. 屋外広告物の安全管理

## 安全管理の必要性

屋外広告物が万一、落下、倒壊して第三者に被害を与えることとなれば、被害に遭われた方への補償など直接的責任を負うことに加え、広告物に冠した広告主の信頼やブランドイメージを一瞬で失い、社会的責任も負いかねません。せっかくの広告物がマイナスのPRをすることがないように、適切な設置と管理を欠かさず行ってください。



## 安全性を脅かす要因

屋外広告物は風雨、直射日光などの厳しい環境に置かれ、劣化や破損のリスクに日々さらされています。また、設置から長期間経過すると、金属疲労による強度低下や、紫外線によりプラスチックが脆くなる現象が進みます。老朽化した屋外広告物は事故のリスクが増加するため、屋外広告業登録業者に依頼して、内部構造まで詳細に点検し、補修や取替え、撤去等の対策を講じてください。



広告物内部は水がたまりやすく、錆びやすいです。



ポールの根元が錆びていると、内部も同じように錆びている可能性があります。



材料は劣化するため、形状が変化していると危険度が上がっています。

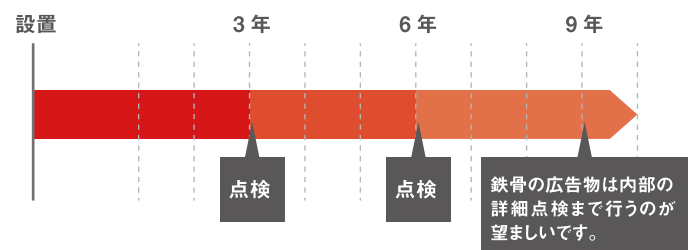


支持部は特に劣化が早く、こまめに点検することが必要です。

## 安全管理の見える化、仕組み化

広告物の状態を把握し、計画的な更新や事故防止のため、日常の清掃や点検、補修を行い、予算管理を含めて先が見通せるよう、最低でも3年周期の点検・補修スケジュールを組み立てることが重要です。

### スケジュール化



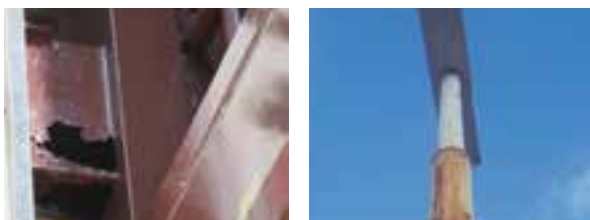
※木材のサインは比較的劣化しやすいため、3年に1度、専門業者による点検を行うのが望ましいです。

## 広告主によるセルフチェック

広告物の管理は、専門の事業者指点検を依頼することはもちろん、広告主による日常のセルフチェックが非常に重要です。なお、広告物内部の異常は目視による点検では気付きにくいいため、素材が木材であれば設置から3年、鉄骨であれば約10年を目安として、専門事業者による内部点検を依頼してください。

### 日常のセルフチェック

#### ① 支持部が錆びていませんか？



#### ② 表示面が変形したりぐらついていませんか？



#### ③ 傾きや部品の欠落がありませんか？



#### ④ 照明の不点灯や傾きがありませんか？



## 関係専門団体

屋外広告物の施工や設置を行う広告事業者の団体です。具体的な相談に対応します。

### 石川県屋外広告業協同組合

事務局 〒920-0853 金沢市本町 2-7-1 越田ビル 3F  
電話 076-222-6223  
<http://ishikoukyo.jp/>

屋外広告物の製作・施工の総合的な知識・技術を有する専門家の団体です。

### 石川県屋外広告士会

事務局 〒920-0011 金沢市松寺町辰32-1  
スタンドアドサービス(株)内  
電話 076-237-1004  
[mail:ishi-okushikai@opal.ocn.ne.jp](mailto:ishi-okushikai@opal.ocn.ne.jp)

### 参考

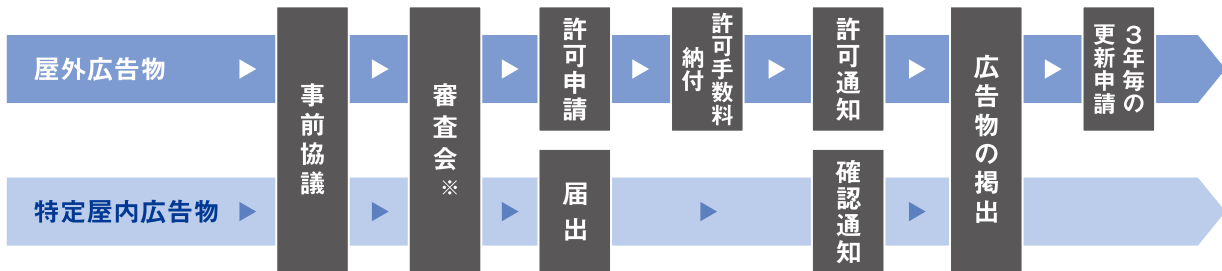
本章は、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」(国土交通省発行)をもとに作成しました。ガイドブックの全文は国土交通省HPよりダウンロードできます。

[https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd\\_townscape\\_tk\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html)



# 5. 手続き

屋外広告物や特定屋内広告物を新設・変更しようとする場合、事前協議と許可又は届出が必要です。



※審査会は原則毎週開催しています。各週木曜までに協議のあった案件について、翌週月曜の審査会に諮ります。

## 許可申請、届出に必要な書類

許可申請、届出の様式は … [金沢市 景観 申請書ダウンロード](#) [検索](#)

## 許可申請書、届出書の添付書類一覧

①～⑦は事前協議の段階から必要です。

	屋外広告物許可申請書		特定屋内広告物 表示届出書
	新規・変更	継続	
① 現況カラー写真（近景・遠景、2か月以内のもの）	○	○	○
② 付近の見取り図	○		○
③ 敷地配置図	○		○
④ 広告物の意匠図、構造図、照明設備図	○		○
⑤ 平面図			○
<b>壁面・屋上・突出広告物の場合</b>			
⑥ 広告物との位置関係を示す図面	○		○
⑦ 建築物の立面図（高さ、壁面積を示す図面）	○		○
⑧ 屋外広告物等安全証明書（施工者が記載）	○		
⑨ 自己安全点検報告書		○	
<b>屋上・突出広告物の場合</b>			
⑩ 管理者が一定の資格を有することの証明の写し	○	○	
<b>4m超の工作物に該当する場合</b>			
⑪ 設置当時の工作物確認済証の写し等	○		
<b>道路占用許可が必要な突出広告物等の場合</b>			
⑫ 道路占用許可証の写し	○	○	



## 屋外広告物の許可手数料と許可期間

屋外広告物等の区分		単位	手数料	許可期間
広告板、広告塔の分類 野立て広告	発光・照明あり	3㎡につき	1,860円	3年以内
	発光・照明なし	3㎡につき	1,240円	
置き看板		1個につき	620円	1年以内
電柱又は街灯柱を利用するもの		1件につき	370円	1年以内
標識を利用するもの		1件につき	370円	1年以内
電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物		1個につき	370円	1年以内
路線バスへのラッピング広告		1台につき	10,000円	1年以内
広告幕		10㎡につき	370円	2月以内
のぼり旗		1個につき	100円	2月以内
アドバルーン		10㎡につき	370円	2月以内
ぼんぼり		1個につき	100円	2月以内
はり紙		100枚につき	400円	1月以内
はり札等		1枚につき	50円	1月以内
立看板等		1個につき	250円	1月以内

## 違反広告物に対する指導と是正支援

条例の規定に違反し、必要な許可や届出がない広告物や、基準に適合していない広告物に対する違反指導を、随時行っています。悪質な行為については、広告主や設置者、管理者に対し、厳しい処分を行うことがあります。

## 広告物等撤去事業補助

基準に適合しない広告物等を撤去する場合、撤去費補助を受けられる場合があります（概ね、補助率50～90%、限度額25～100万円。適用には市税の未納がないなど条件があります。）詳しくは、景観政策課までお問い合わせください。

## 金沢市

Kanazawa City

金沢市 都市整備局 景観政策課

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号 第一本庁舎3階

TEL 076-220-2364

FAX 076-224-5046

mail keikan@city.kanazawa.lg.jp

監修: 寺井剛敏

金沢美術工芸大学 教授

令和5年1月

